

【府労連】最終回答

第1の要求について府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持していきます。我々としては、この基本的立場に立って、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行っていきます。

第2の要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、基本的には尊重すべきものと考えています。

平成29年度の人事委員会勧告の取扱いについては、次の通り実施します。

人事委員会勧告のとおり、公民の給与較差等に基づく給料表及び医師に対する初任給調整手当を平成29年4月1日から引き上げることとし、再任用職員に対する単身赴任手当を平成30年4月1日より支給します。

期末勤勉手当について、人事委員会勧告を踏まえ平成29年度より年間0.1月分を引き上げ年間4.40月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、6月及び12月に支給される月数をそれぞれ0.05月分引上げ、0.9月分とします。

これに伴う成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めて示します。

技能労務職員について、技能労務職給料表については、行政職給料表に準じた取扱いとし、その他の人事委

員会勧告についても行政職給料表が適用される職員に準じていきます。

第8の要求について、教員特殊業務手当については、義務教育費国庫負担金の算定基準が引き上げられたことから、当該基準額を下回る手当額について、それぞれ当該基準額に増額改定を行います。

また、長時間労働是正の観点から、部活動指導等に係る手当の時間区分要件について、あらたに2時間以上4時間未満の区分を設け、手当額を1,800円とするとともに、6時間以上の区分を廃止し、4時間以上の区分に統合することとします。

適用日は、平成30年4月1日とします

以上の内容で関係条例（案）を9月後半の定例府議会へ提案します。

なお、勧告実施に伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めて示します。

先日の課長回答において、常勤職員の取扱いに準じていきたいとしていました非常勤職員の賃金・報酬について、非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額につきましては、平成30年4月1日からそれぞれ90円及び130円を引き上げ、153,480円、218,530円に改定します。

その他の非常勤職員につきましても、これまでと同

様に常勤職員の取扱いに準じていきます。

その他の要求の諸事項については、先般、企画厚生課長及び人事局長からお答え申し上げたとおりです。

要求に対する回答は、以上です。